

投資信託説明書
(目論見書)

2008.7

SG ロシア東欧株ファンド

追加型株式投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ



投資信託説明書
(交付目論見書)

2008.7

SG ロシア東欧株ファンド

追加型株式投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ



1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「SG ロシア東欧株ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年1月21日に関東財務局長に提出しており、平成20年1月22日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年2月28日、平成20年3月13日、平成20年7月1日および平成20年7月18日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は投資家の請求により交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「SG ロシア東欧株ファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

下記の事項は、この「SG ロシア東欧株ファンド」(以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、値動きのある投資信託証券を主要投資対象としますので、組入
有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化
等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外
貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。
したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基
準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。信
託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用
リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 3
投資リスク」をご覧ください。

■ファンドにかかる手数料等について

<直接ご負担いただく費用>

◆申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、本書作成日現在、このお申込手数料率は3.675%(税抜き3.5%)が上限となっております。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

◆信託財産留保額

ご解約お申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額とします。

<間接的にご負担いただく費用>

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年0.92925%(税抜き年0.88500%)の率を乗じて得た額とします。ファンドが投資する「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」および「SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)」の運用報酬の上限は、それぞれの信託財産の純資産総額に対し年率0.75%および0.15%となります。したがって当該運用報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率1.67925%となります。ただし、投資信託証券の組入状況により、実質的な信託報酬は変動いたします。

◆その他の費用

- ・ 監査報酬
- ・ 有価証券売買時の売買委託手数料
- ・ 資産を外国で保管する場合の費用 等
- ・ 年率0.01%の年次税(各サブファンドにそれぞれかかります)

上記その他費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や合計額、それぞれの上限額および計算方法は記載しておりません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成20年 1月 21日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出川 昌人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券にかかるファンドの名称	SG ロシア東欧株ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	募集総額：上限1,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要	巻頭
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	9
3 投資リスク	15
4 手数料等及び税金	17
5 運用状況	21
6 手続等の概要	26
7 管理及び運営の概要	29
第2 財務ハイライト情報	32
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	35
第4 ファンドの詳細情報の項目	37
約 款	巻末

投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。
ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

SG ロシア東欧株ファンド

商品分類	追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ
運用の基本方針	長期的な信託財産の成長を図ることを目的としてファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
ファンドのリスク	ファンドは投資信託証券など値動きのある有価証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	無期限
決算日	年1回決算、原則10月20日（日本の休業日の場合は翌営業日）
分配方針	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して分配を行う方針です。
お申込日	原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで）に取得のお申込みができます。 ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、取得のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。
お申込価額	取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
お申込単位	分配金受取りコース：1万口単位もしくは10万口以上1万口単位（口数指定） 1万円以上1円単位（金額指定） 分配金再投資コース：1万円以上1円単位（金額指定） ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび最低申込口数・単位が異なる場合があります。 詳しくは販売会社へお問い合わせください。
お申込手数料率	販売会社が独自に定める料率とします。 ただし、本書作成日現在、お申込手数料率の上限は3.675%（税抜き3.5%）となっております。
ご解約（換金）	・原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで）にご解約のお申込みができます。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、ご解約のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して、原則として6営業日目以降となります。
ご解約価額	ご解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。
信託財産留保額	ご解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額とします。

信託報酬	純資産総額に対して年率 0.92925% (税抜き 0.88500%) を乗じて得た額とします。 ファンドが投資する「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」および「SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ)」の運用報酬の上限は、それぞれの信託財産の純資産総額に対し年率0.75%および0.15%となります。したがって当該運用報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率1.67925%となります。 ただし、投資信託証券の組入状況により、実質的な信託報酬は変動いたします。
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

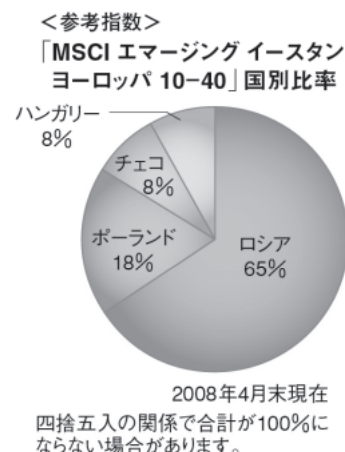
ファンドの特色

1

主として、ロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な信託財産の成長を目指します。

(今後の政治・経済環境の変化にともない、投資対象国は増えることがあります。)

ロシア・東欧諸国の企業、またはロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な信託財産の成長を目指します。(今後の政治・経済環境の変化にともない、投資対象国は増えることがあります。DR (預託証券)、ロンドンその他の市場に上場しているロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業も含まれます。)



※MSCIエマージング イースタン ヨーロッパ10-40 (MSCI EM Eastern Europe10-40)とは、MSCI Inc.が開発したロシア・東欧株式市場の代表的指数のひとつです。また、国別比率はMSCIデータをもとに、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社が計算作成しております。

2

ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

「SG ロシア東欧株ファンド」は、ルクセンブルグ籍の投資信託証券「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」と「SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ)」に投資します。
ロシア・東欧株式への実質的な投資は「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」を通じて行い、その組入れを高位に保ちます。



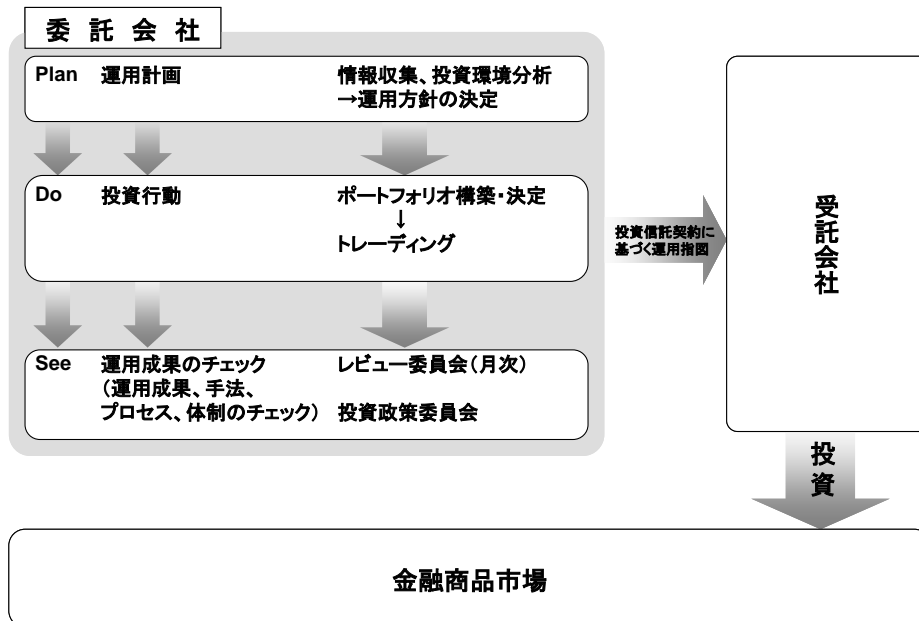
ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

3

原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ファンドの運用体制



上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

投資リスク

SG ロシア東欧株ファンドは、投資対象ファンドを通じて、主としてロシア・東欧諸国の企業、またはロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業が発行する外貨建資産である外国株式に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは金融機関の預金と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。主として、株式に投資するリスクは①・②・③、外貨建資産に投資するリスクは④・⑤、ロシア・東欧諸国の企業が発行する株式に係るリスクは③・⑤となります。なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

組入有価証券の発行体が倒産した場合または倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価、債券価格等が下落し（ゼロになる場合もあります。）、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間での大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ 為替変動リスク

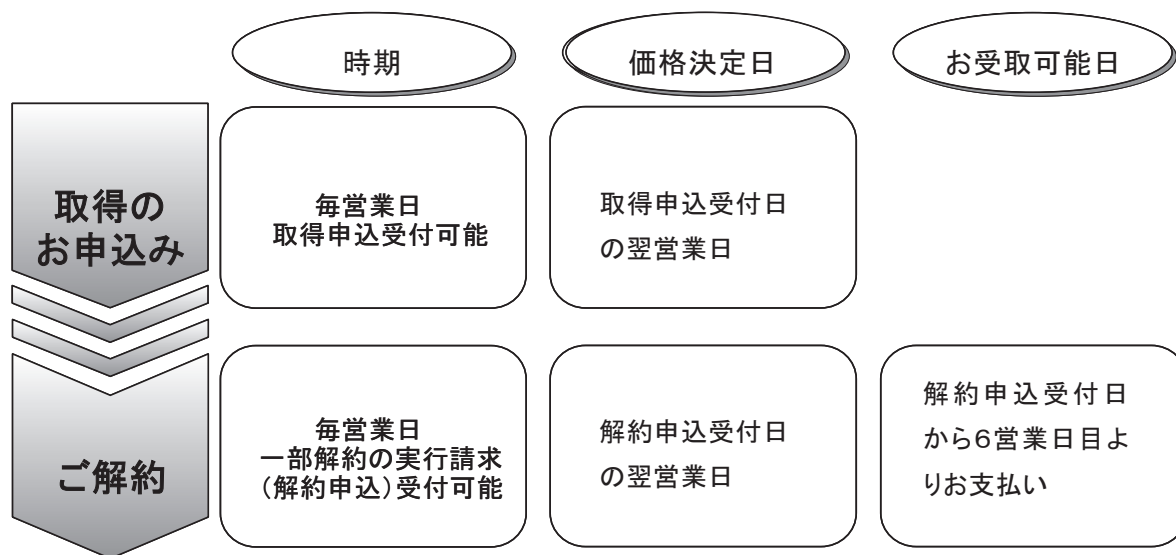
外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑤ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。一般に、ファンドの主要投資先であるロシア・東欧などのエマージング市場は、先進諸国の市場と比較した場合、規制や取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向がありま

す。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて、的確な投資を行えない可能性があります。

ご投資の流れ



ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ご投資に当たって

取得のお申込みは、販売会社で取扱います。

お 申 込 日

原則として販売会社の営業日にお申込みいただけます。

ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。

お 申 込 時 間

午後3時までのお申込みを受け付けます。ただし、わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時までのお申込みを受け付けます。受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

お 申 込 手 続 き

販売会社取引口座をご開設のうえ、ファンドの取得のお申込みを行うこととなります。収益分配金の受取方法によって、以下の2コースがあります。
 分配金受取りコース：収益分配時に分配金を受け取ります。
 分配金再投資コース：収益分配時に自動的に分配金を再投資します。

お 申 込 単 位

分配金受取りコース： 1万口単位もしくは10万口以上1万口単位(口数指定)
 1万円以上1円単位 (金額指定)
 分配金再投資コース： 1万円以上1円単位 (金額指定)

※ ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび最低申込口数・単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社または委託会社へお問い合わせください。

お申込価額 取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

お申込手数料 申込手数料は、取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、お申込手数料率の上限は本書作成日現在 3.675% (税抜き 3.5%) となっております。
※ 販売会社が個別に定めるお申込手数料率についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

収益分配について

毎決算時（原則として 10 月 20 日。日本の休業日の場合は翌営業日）に、次の通り収益分配を行う方針です。

分配方針 経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、委託会社が基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

お受取り方法 収益分配金のお受取り方法には、次の 2 通りがあります。

〈分配金再投資コース〉

原則として、収益分配金は税金を控除したあと無手数料で自動的に再投資されます。

〈分配金受取りコース〉

原則として、決算日から起算して 5 営業日目までに、委託会社の指定する販売会社においてお支払いを開始いたします。

留保した収益 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

ご解約（換金）に当たって

ご解約申込日 ご解約のお申込みは、原則として販売会社の営業日にお申込みいただけます。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ご解約申込時間 午後 3 時までのお申込みを受け付けます。ただし、わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前 11 時までのお申込みを受け付けます。受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ご解約手続き 販売会社で受け付けます。

ご解約単位 分配金受取りコース（口数指定）：1口単位（金額指定）：1口単位
分配金再投資コース（金額指定）：1口単位
ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび最低申込口数・単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社または委託会社へお問い合わせください。

ご解約価額 ご解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。
※基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ご解約手数料 ありません。

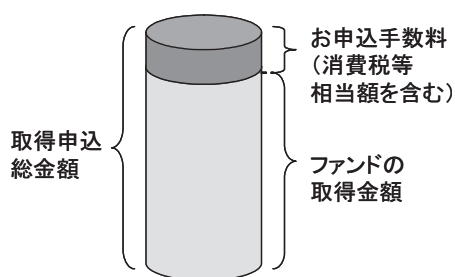
信託財産留保額 ご解約のお申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

ご解約金 ご解約お申込受付日から起算して、原則として6営業日よりお支払いいたします。

費用および税金

取得申込時にお支払いただく金額

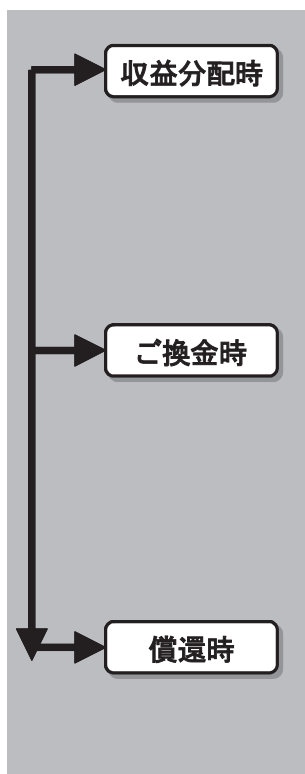
取得申込総金額をお支払いただきます。取得申込総金額とはファンドの取得金額にお申込手数料を加算した金額をいいます。お申込手数料率は申込コースや販売会社によって異なります。



お申込手数料率が3.675%の場合にファンドを
100万円分取得する際の計算例

ファンドの取得金額	お申込手数料	取得申込総金額
1,000,000円	+ 36,750円	= 1,036,750円

ファンド取得後、ご換金いただくまでにかかる費用および税金（個人の受益者の場合）



ファンド取得後、ご換金いただくまでにかかる費用および税金（個人の受益者の決算日ごとに委託会社が決定した収益分配金をお支払いいたします（ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。）。収益分配金には普通分配金と特別分配金※があり、普通分配金に対しては、その都度 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率で源泉徴収されます。特別分配金には課税されません。

ご換金時にかかる費用および税金

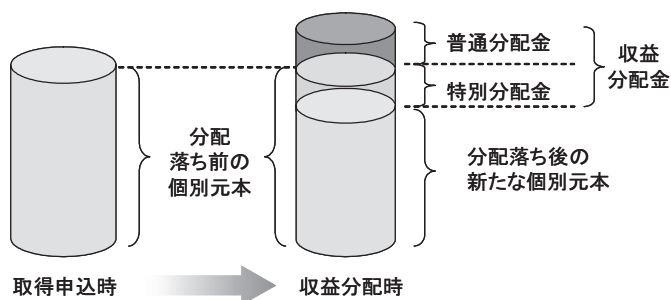
基準価額の 0.3% を信託財産留保額として差し引いた解約価額でご換金いただきます。
また、解約価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合、超過額に対して 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率で源泉徴収されます。

償還時にかかる税金

償還時の価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合、超過額に対して 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率で源泉徴収されます。

（注）上記の税率は、平成 20 年 5 月現在のものです。税制が改正された場合等には、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

※ 収益分配落ち後の基準価額が受益者ごとの個別元本を下回っていた場合、収益分配金のうち、下回った額に相当する部分を「特別分配金」といいます。



※上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準等を保証するものではありません。

ファンドの取得申込みからご換金いただくまでにかかる費用および課税について
(課税については、個人の受益者に対する課税について記載をしています)

時期	項目	費用・税金		備考	
お申込時	申込手数料	取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額	申込手数料率： 3.675（税抜き 3.5%） を上限として販売会社が定めま す。		
時期	項目	費用・税金	備考	時期	
		～平成20年12月31日	平成21年1月1日～ 平成22年12月31日	平成23年1月1日～	
収益 分配時	税金	所得税 7% 地方税 3% (普通分配金に対して)	その年の配当金・普通分配金等 ⁽¹⁾ の合計額が 100 万円 ⁽²⁾ 以下の部分の金額	所得税 7% 地方税 3%	所得税 15% 地方税 5%
			その年の配当金・普通分配金等 ⁽¹⁾ の合計額が 100 万円 ⁽²⁾ を超える部分の金額	所得税 15% 地方税 5%	
ご解約時 償還時※	税金	所得税 7% 地方税 3% (個別元本超過額 に対して)	その年の譲渡所得等 ⁽³⁾ の金額が 500 万円以下の部分の金額	所得税 7% 地方税 3%	所得税 15% 地方税 5%
			その年の譲渡所得等 ⁽³⁾ の金額が 500 万円を超える部分の金額	所得税 15% 地方税 5%	

- (1) 配当金・普通分配金等…上場株式（上場投資信託、上場不動産投資信託を含む。）の配当金および公募株式投資信託の普通分配金等
(2) 同一の支払者からの年間の支払金額が 1 万円以下のものは除きます。
(3) 譲渡所得等…上場株式の譲渡益ならびに個人の受益者が支払いを受ける公募株式投資信託の解約時および償還時の差益をいいます。
※買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの収益分配金は、配当控除の適用はありません。

ファンドの情報開示について

ファンドの情報については販売会社（下記、お問い合わせ先にてご照会ください。）にお問い合わせいただくか、委託会社にお問い合わせいただくことによって、情報入手・閲覧していただくことができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

基準価額

- ① 基準価額は、委託会社の営業日において毎日計算されます。
- ② 翌日の日本経済新聞の朝刊に基準価額が掲載されます。
(オープン基準価格欄 [SGアセット] にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます。)
※ 基準価額は1万口当たりで表示されます。
- ③ 販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことによって知ることでもあります。
- ④ 委託会社のホームページに毎日掲載しますので、インターネットで知ることでもあります。

運用報告書

委託会社が、決算時および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社があらかじめ申し出を受けた受益者の住所に運用報告書を送付します。

レポート等

ファンドの信託財産の状況、運用経過をまとめ、月次または週次レポートとして開示を行う場合があります。これらのレポートは委託会社のホームページで閲覧することができます。

その他

法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了後3ヵ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に行われます。
これらの書類は金融庁のEDINET（法令等に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を通じて閲覧することができます。

SG ロシア東欧株ファンド 用語集

本投資信託説明書（交付目論見書中）で使用されている用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことで、決算日ごとおよび償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
エマージング（市場）	アジア、中南米、ロシア・東欧など発展途上にある国々の新興市場をいいます。一般的に、先進諸国と比較した場合、高いパフォーマンスが期待される一方で、未成熟であるために価格変動リスクや信用リスク等のリスクが大きくなります。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、申込期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
為替ヘッジ	外貨建資産に投資する場合、円高が進むと為替差損によって基準価額が値下がりする場合がありますが、この為替変動リスクを軽減する手段をいいます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	追加型株式投資信託の収益分配金や解約時の収益に対する課税対象額を、各受益者の取得元本をもとに算出する方式です。また追加型公社債投資信託（日々決算型等を除く）についても導入されています。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた（分配落ち）後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金（非課税）となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金（課税）となります。なお、分配は行われないこともあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。あらかじめ決められた日（信託終了日）に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
DR（預託証券）	ある国で発行された株式を海外で流通させるため、その原株式を銀行等に預託し、その信託財産をもって海外で発行される代替証券をいいます。株式同様、金融商品取引所で取引されます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ファンド・オブ・ファンズ	主として他の投資信託に投資する投資信託をいいます。一定の選定基準のもと、原則として複数の投資信託を組み入れます。
ベンチマーク	ファンドの運用の目標となる指標をいい、運用実績を判断する目安となります。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

S G ロシア東欧株ファンド

(以下「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け : 格付けは取得していません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権(以下、「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行価額の総額

1,000億円を上限とします。

(4) 発行価格

発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、ファンドの信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、販売会社または委託会社(「(12) その他 その他」をご参照ください。)にお問い合わせください。

また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄[S Gアセット]にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます。)なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は3.675%（税抜き3.5%）となっております。

詳しくは販売会社（「(12) その他 その他」にてご照会ください。）にお問い合わせください。

(6) 申込単位

分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受け取る「分配金受取りコース」と収益分配金を自動的に再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
分配金受取りコース（口数指定）	1万口単位もしくは10万口以上1万口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金再投資コース（金額指定）	1万円以上1円単位

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成20年1月22日から平成21年1月20日まで

申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドのお申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については、「(12) その他 その他」にてご照会ください。）にお問い合わせください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。なお、ファンドの受益権は平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行しており、ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

取得申込総金額をお申込みの販売会社へお支払いください。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問い合わせください。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあります。「分配金再投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

なお、販売会社により「定時定額購入サービス等」を取り扱う場合があります。ご利用に当たっては、販売会社で分配金再投資コースをお申込みのうえ、定時定額購入サービス等に関する取り決めを行う必要があります。詳しくは販売会社（後記 のお問い合わせ先にてご照会ください。）にお問い合わせください。

取得申込みは、毎営業日の午後3時（わが国の金融商品市場（本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）の半休日は午前11時）までとし、かかる受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。また、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。

取得申込受付の中止

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により取得申し込みの受け付けを制限または中止することおよび既に受け付けた申込みを取り消すことができます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの振替受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

この投資信託は、外国投資法人「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」のユーロ建投資証券、ならびに外国投資法人「SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)」のユーロ建投資証券などわが国および外国の公社債等(短期金融商品を含みます。)へ投資する投資信託証券への投資を通じ、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託/ファンド・オブ・ファンズ に属します。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「主として投資信託証券(証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券(マザー信託を除く))に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

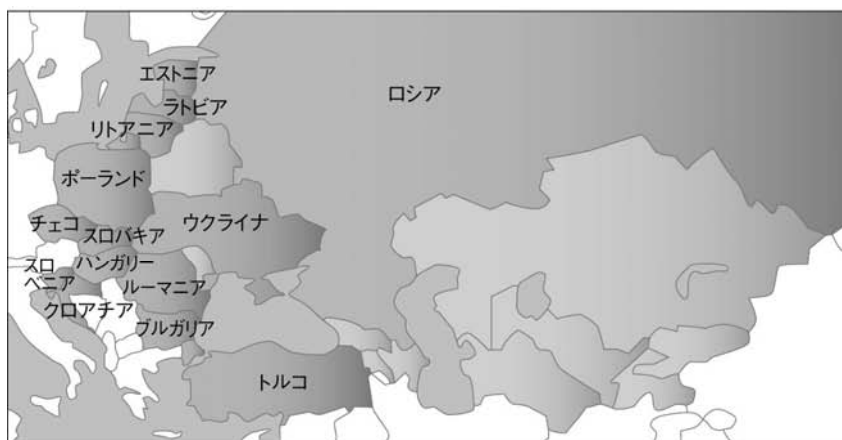
信託金の限度額

信託金の限度額は1,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

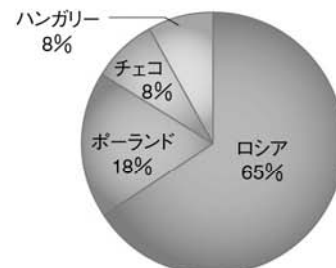
ファンドの特色

1. 主として、ロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な信託財産の成長を目指します。(今後の政治・経済環境の変化にともない、投資対象国は増えることがあります。)

ロシア・東欧諸国の市場に上場する株式、DR(預託証券)、ロンドン等その他の市場に上場しているロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業が投資の対象となります。



<参考指数>
「MSCI エマージング イースタン
ヨーロッパ 10-40」国別比率



2008年4月末現在
四捨五入の関係で合計が100%に
ならない場合があります。

※MSCIエマージング イースタン ヨーロッパ10-40 (MSCI EM Eastern Europe 10-40)とは、MSCI Inc.が開発したロシア・東欧株式市場の代表的指数のひとつです。また、国別比率はMSCIデータをもとに、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社が計算作成しております。

2. ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

「SG ロシア東欧株ファンド」は、ルクセンブルグ籍の投資信託証券「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」と「SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)」に投資します。

ロシア・東欧株式への実質的な投資は「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」を通じて行い、その組入れを高位に保ちます。

3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

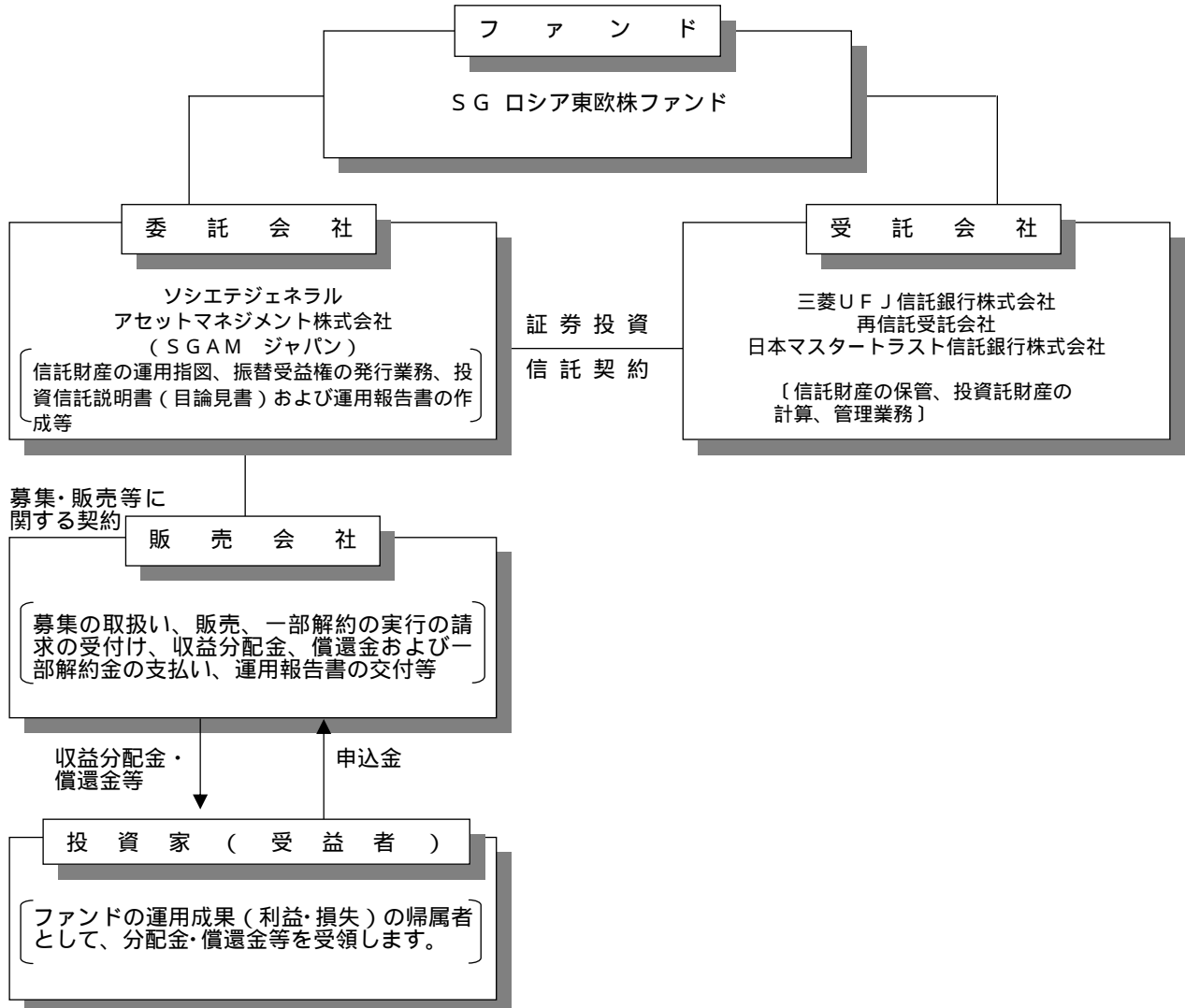
< SG ロシア東欧株ファンドの仕組み >



ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）		
資本の額	12億円		
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資コンサルティング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現SGAMノースパシフィック（株））が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
大株主の状況	名称	住所	所有株式数 比率
	SGAMノースパシフィック（株）	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株 100%

（本書作成日現在）

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書において、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「**SGAM**」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント
（本社・フランス パリ）

SGAM

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
（本社・日本 東京）

SGAM ジャパン

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント
インターナショナル リミテッド
（本社・イギリス ロンドン）

SGAM UK

2 投資方針

(1) 投資方針

運用方針

ファンドは、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

投資態度

- (イ) 主として「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」の投資信託証券、ならびにわが国および外国の公社債等（短期金融商品を含みます。）へ投資する投資信託証券への投資を通じて、運用を行います。
- (ロ) 「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」を通じて、主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資します。
- (ハ) 原則として、「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」の組入比率を高位に保つものの、各証券への投資比率には制限を設けません。
- (ニ) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- (ホ) 組入対象とする投資信託証券は、追加・変更することがあります。
- (ヘ) 投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等に直接投資することがあります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかるとる権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかるとる権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかるとる権利
 - (3) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかるとる権利
 - ハ．金銭債権
- 二．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券

- (a) 投資信託またはおよび外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
 - (b) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
 - (c) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - (d) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 - (e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、(a)および(b)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

- (a) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします
- (b) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

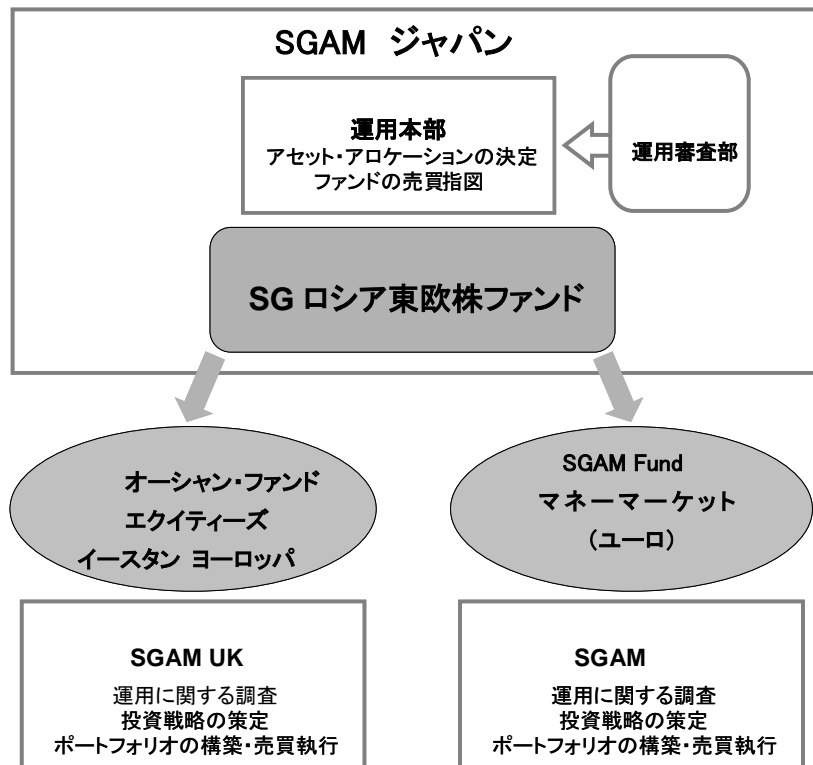
参 考 情 報

ファンドが投資する投資信託証券およびその概要

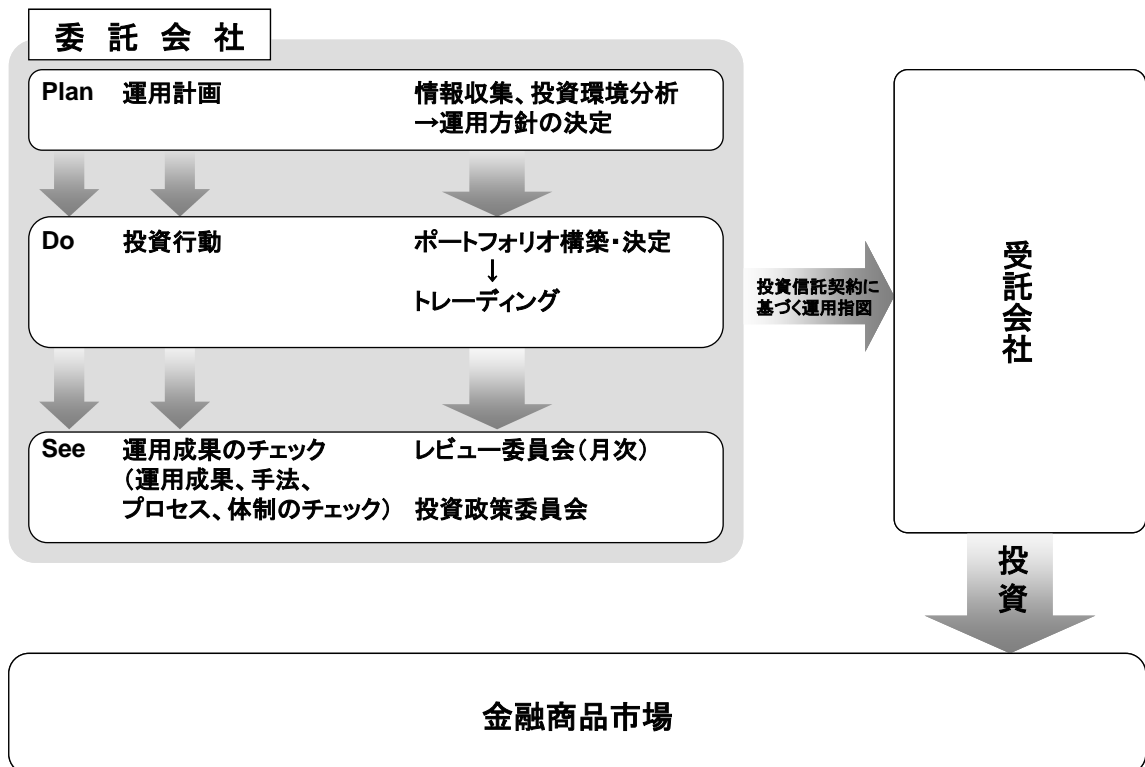
ファンド名	オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ
形態	ルクセンブルグ籍投資法人(ユーロ建て)
主な投資対象	主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資します。
運用の基本方針	主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な信託財産の成長を目指して運用します。
参考指数	MSCI EM Eastern Europe 10/40 (MSCI エマージング イースタン ヨーロッパ 10-40)
設立日	2008年7月18日
決算日	年1回、原則9月30日に決算を行います。
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
買戻しの制限	買戻し請求の合計がその請求日における受益権の総口数の10%を超える場合、アンブレラファンドの裁量で買戻し請求の合計が受益権の総口数の10%未満になるように、全ての投資主を対象に買戻し請求額を減額することができます。(アンブレラの買戻し制限は10%)
運用報酬	年率0.75%以内
その他の費用	ルクセンブルグの年次税(年率0.01%)の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
買付手数料	ありません。
投資顧問会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント UK リミテッド
保管会社	ソシエテ ジェネラル バンク&トラスト
管理事務代行会社	NAV:ユーロ VL ルクセンブルグ 売買:ヨーロッパアン ファンド サービスズ
監査法人	プライスウォーターハウスクーパース

ファンド名	SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)
形態	ルクセンブルグ籍投資法人(ユーロ建て)
主な投資対象	主としてユーロ建て短期公社債に投資します。
運用の基本方針	主として短期公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。
ベンチマーク	EURIBOR 3 MONTHS
設立日	1999年2月1日
決算日	年1回、原則5月31日に決算を行います。
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
買戻しの制限	買戻し請求の合計がその請求日における受益権の総口数の10%を超える場合、アンブレラファンドの裁量で買戻し請求の合計が受益権の総口数の10%未満になるように、全ての投資主を対象に買戻し請求額を減額することができます。
運用報酬	年率0.15%以内
その他の費用	ルクセンブルグの年次税(年率0.01%)の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
買付手数料	ありません。
投資顧問会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント S.A.
保管会社	ソシエテ ジェネラル バンク&トラスト
管理会社	SGAM ルクセンブルグ
監査法人	プライスウォーターハウスクーパース

(3) 運用体制



ファンドは、委託会社の運用本部により運用される体制となっています。ファンドにはリスク管理の観点から投資ルールが定められており、そのルールに沿った運用がされているかどうか、運用審査部でモニタリングしています。



上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・・運用本部各運用部（4名程度）
投資行動・・・・・・・・運用本部所属ファンドマネージャー（4名程度）
運用成果のチェック・・レビュー委員会（10名以上）、投資政策委員会（5名）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

証券投資信託の運用に関する規則
内部管理体制に関する規程
服務規程（ファンド・マネージャー用）
クレジット委員会運用規定
証券先物取引に関する社内基準
各種業務マニュアル
コンプライアンス・マニュアル
リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

(4) 分配方針

収益分配方針

毎決算時（原則として10月20日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額

委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(c) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益の運用方針

特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

収益の分配

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

収益分配金の交付

「分配金受取りコース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。なお、「分配金受取りコース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5) 投資制限

信託約款に基づく投資制限

- (イ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 株式への直接投資は行いません。
- (ハ) 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

法令等に基づく投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の 50% を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

S G ロシア東欧株ファンドは、投資対象ファンドを通じて、主としてロシア・東欧諸国の企業、またはロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業が発行する外貨建資産である外国株式に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは金融機関の預金と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。主として、株式に投資するリスクは ・ ・ ・ 、外貨建資産に投資するリスクは ・ ・ ・ 、ロシア・東欧諸国の企業が発行する株式に係るリスクは ・ ・ ・ となります。なお、これらはすべてのリスクを網羅したのではなく、記載以外のリスクも存在します。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

組入有価証券の発行体が倒産した場合または倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価、債券価格等が下落し（ゼロになる場合もあります。）、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間での大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当のために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることが

あります。

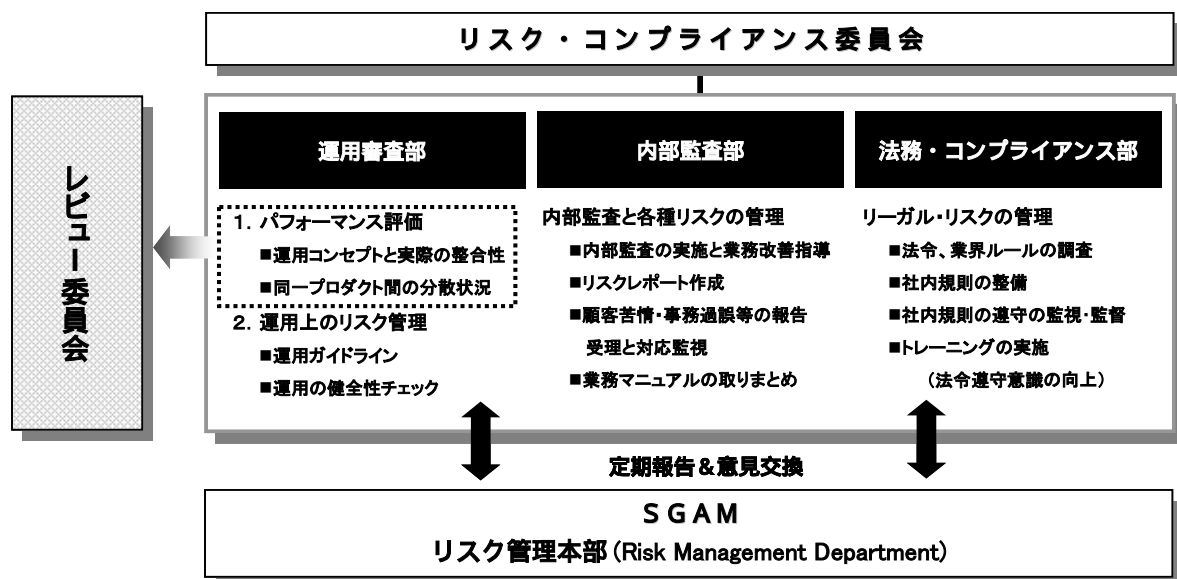
カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。一般に、ファンドの主要投資先であるロシア・東欧などのエマージング市場は、先進諸国の市場と比較した場合、規制や取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて、的確な投資を行えない可能性があります。

(2) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

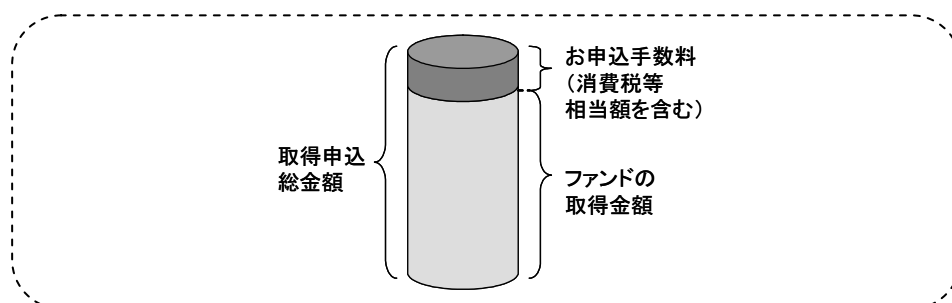
4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は3.675%（税抜き3.5%）となっております。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については下記のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。信託財産留保額として一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除します。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で信託財産に留保される金額です。

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率0.92925%（税抜き0.88500%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。なお、信託報

酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

委託会社	販売会社	受託会社
0.10500%	0.78750%	0.03675%
(税抜き0.100%)	(税抜き0.750%)	(税抜き0.035%)

(4) その他の手数料等

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

ファンドが投資する「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」および「SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)」の本書提出日現在の運用報酬の上限は、それぞれの信託財産の純資産総額に対し年率 0.75%および 0.15%となります。

したがって当該運用報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率 1.67925%となります。ただし、投資信託証券の組入状況により、実質的な信託報酬は変動いたします。

その他、年次税（年率 0.01%）の他、管理、受託、監査費用等がかかります。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

個人の受益者に対する課税

<平成 20 年 12 月 31 日まで>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度も適用されます。

収益の分配および解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

<平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで>

○収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成 22 年 12 月 31 日までは 10%（所得税 7%および地方税 3%）、平成 23 年 1 月 1 日からは 20%（所得税 15%および地方税 5%）となり、原則として、確定申告は不要です。

ただし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までは 1 年間に受取る上場株式等(上場株式および公募株式投資信託をいいます。以下同じ。)の配当所得（1 銘柄当たりの年間の支払金額が 1 万円以下のものを除きます。）の合計額が 100 万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100 万円以下の部分については 10%（所得税 7%および地方税 3%）、100 万円を超える部分については 20%（所得税 15%および地方税 5%）となります。

○解約時および償還時における差益（譲渡所得とみなして課税されます。）にかかる税率は、平成 22 年 12 月 31 日までは 10%（所得税 7%および地方税 3%）となります（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）。ただし、1 年間の上場株式等の譲渡益の合計額が 500 万円を超える部分の税率は 20%（所得税 15%および地方税 5%）となり、確定申告が必要となります。

<平成 23 年 1 月 1 日以降>

金額にかかわらず 20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率が適用されます。

なお、ファンドは、配当控除は適用されません。

買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 21 年 3 月 31 日までは 7%（所得税）、平成 21 年 4 月 1 日からは 15%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

1)追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は

含まれません。)が受益者の元本(個別元本)にあたります。

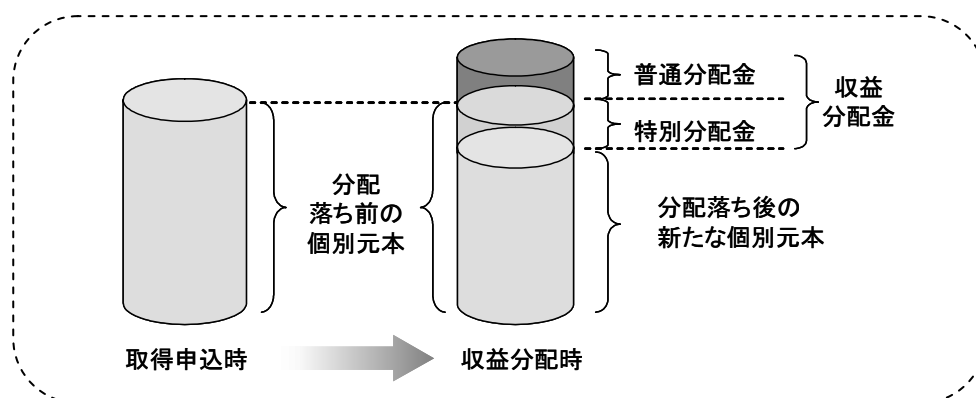
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。

「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5 運用状況

(1) 投資状況

(平成20年5月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	14,779,960,713	97.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		417,737,339	2.75
合計(純資産総額)		15,197,698,052	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

参考

SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパの投資状況

(平成20年5月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(ユーロ)	投資比率(%)
株式	ロシア	117,899,246	65.31
	ポーランド	26,833,064	14.85
	チェコ	12,215,907	6.76
	ハンガリー	11,147,610	6.18
	トルコ	3,481,987	1.93
	グルジア	2,518,510	1.40
	ケイマン	2,322,002	1.29
	オーストリア	715,440	0.40
	オランダ	528,936	0.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,905,666	1.59
合計(純資産総額)		180,568,368	100.00

(注) 投資比率とは、サブファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)の投資状況

(平成20年5月末日現在)

資産の種類	時価合計(ユーロ)	投資比率(%)
譲渡可能定期預金証書	3,603,327,639	94.3
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	219,252,384	5.7
合計(純資産総額)	3,822,580,023	100.00

(注) 投資比率とは、サブファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成20年5月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価(ユーロ)		評価額(ユーロ)		邦貨換算(円)	投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額		
ルクセンブルグ	投資証券	SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ	403,931,638	0.23	96,534,439.56	0.22	89,965,270.14	14,762,401,177	97.14
ルクセンブルグ	投資証券	SGAM Fund マネーマーケット(ユーロ)	905,513	0.11	104,269.73	0.12	107,011.62	17,559,536	0.12

種類別投資比率

(平成20年5月末日現在)

種類	国/地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	97.25
合計		97.25

(注) 比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類			数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	ユーロ	1,500,000	244,864,350	246,045,000	1.62

参考 S G A M F u n d エクイティーズ イースタン ヨーロッパの投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成20年5月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	通貨	数量	業種	簿価(ユーロ)	評価額 (ユーロ)	投資 比率 (%)
ロシア	株式	GAZPROM OAO ADR	USD	440,236.00	エネルギー	11,676,903.69	17,402,536.87	9.63
ロシア	株式	LUKOIL SP ADR	USD	239,442.00	エネルギー	12,170,808.42	17,381,030.42	9.63
ロシア	株式	OJSC ROSNEFT GDR	USD	1,185,350.00	エネルギー	7,814,641.56	9,111,913.09	5.05
ロシア	株式	VIMPEL-COMMUNICATIONS ADR	USD	374,164.00	通信サービス	4,034,579.08	8,619,081.23	4.77
チェコ	株式	CESKE ENERGETICKE ZAVODY A.S.	CZK	158,964.00	公益事業	4,333,342.49	8,409,954.08	4.66
ロシア	株式	MMC NORILSK NICKEL ADR	USD	442,880.00	素材	5,967,279.93	8,394,261.84	4.65
ロシア	株式	SBERBANK RF	USD	3,634,293.00	金融	7,245,166.37	8,389,349.78	4.65
ポーランド	株式	PKO BANK POLSKI	PLN	560,961.00	金融	8,152,530.43	8,383,702.43	4.64
ハンガリー	株式	OTP BANK	HUF	285,162.00	金融	8,997,017.96	8,280,845.75	4.59
ロシア	株式	MOBILE TELESYSTEMS OJSC ADR	USD	145,300.00	通信サービス	4,521,543.26	8,212,385.00	4.55
ロシア	株式	MECHEL OAO ADR	USD	195,439.00	素材	4,082,208.09	6,843,667.93	3.79
ロシア	株式	EVRAZ GROUP SA GDR	USD	64,050.00	素材	3,847,952.30	4,834,934.81	2.68
ポーランド	株式	KGHM POLSKA MIEDZ	PLN	153,134.00	素材	4,428,112.84	4,590,847.65	2.54
ポーランド	株式	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN	PLN	372,973.00	エネルギー	5,089,235.39	4,580,757.47	2.54
ロシア	株式	SURGUTNEFTGZ SP.ADR	USD	1,269,380.00	エネルギー	7,056,226.36	4,422,828.02	2.45
ロシア	株式	OAO TATNEFT GDR	USD	39,048.00	エネルギー	2,736,546.96	4,022,327.38	2.23
ロシア	株式	OJSC ROSNEFT GDR	USD	500,000.00	エネルギー	2,942,125.15	3,843,553.84	2.13
チェコ	株式	CENTRAL EURO MEDIA ENTERPRISES	USD	50,000.00	一般消費財	3,229,459.73	3,383,872.53	1.87
ポーランド	株式	NETIA	PLN	3,300,000.00	通信サービス	3,506,830.91	3,300,976.62	1.83
ハンガリー	株式	MOL	HUF	29,496.00	エネルギー	2,309,405.36	2,866,764.65	1.59
ロシア	株式	PIK GROUP GDR	USD	132,304.00	一般消費財	2,524,066.85	2,683,132.79	1.49
ロシア	株式	RBC INFORMATION SYSTEMS	USD	452,529.00	一般消費財	2,600,023.12	2,622,089.81	1.45
ロシア	株式	OJSC MAGNIT	USD	79,016.00	生活必需品	1,946,845.20	2,590,590.37	1.44
ロシア	株式	TMK OAO GDR REG S	USD	100,500.00	一般消費財	2,587,191.70	2,597,827.14	1.44
グルジア	株式	JSC BANK OF GEORGIA GDR	USD	142,250.00	金融	2,821,403.82	2,518,509.58	1.40
ポーランド	株式	POLSKIE GORNICTWO NAFT I GAZ	PLN	2,000,000.00	エネルギー	1,885,251.67	2,426,753.48	1.34
ケイマン	株式	INTEGRA GROUP HOLDINGS	USD	265,000.00	エネルギー	3,301,115.42	2,322,002.25	1.29
ポーランド	株式	MULTIMEDIA POLSKA	PLN	747,167.00	一般消費財	2,475,381.60	1,824,246.15	1.01
ロシア	株式	BAYER HVB ON O&G BASKET	USD	21.00	エネルギー	1,618,287.58	1,632,950.27	0.90
ロシア	株式	DIXY GROUP	USD	170,000.00	生活必需品	1,796,490.60	1,620,934.81	0.90

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ) の投資資産
投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	通貨	数量	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	投資比率 (%)
フランス	CD	HPC HOLDING PARISIEN 07/07/08	ユーロ	150,000,000	148,232,051.57	149,320,019.83	3.91
フランス	CD	SG 02/07/08	ユーロ	150,000,000	148,143,271.00	149,419,772.19	3.91
オランダ	CD	SNS 11/08/08	ユーロ	110,000,000	108,635,597.25	108,983,955.40	2.85
フランス	CD	HPC 06/08/08	ユーロ	100,000,000	98,778,223.14	99,136,788.09	2.59
イギリス	CD	LEHMAN BROTHER INTL 19/08/08	ユーロ	91,000,000	89,906,339.33	90,072,765.95	2.36
米国	CD	GE CAPITAL 18/06/08	ユーロ	90,000,000	88,997,003.77	89,825,565.87	2.35
チェコ	CD	UBS 05/06/08	ユーロ	90,000,000	89,014,999.57	89,967,880.42	2.35
オランダ	CD	BARCLAYS BANK 15/07/08	ユーロ	90,000,000	88,931,829.90	89,500,746.58	2.34
フランス	CD	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL 20/06/08	ユーロ	80,000,000	79,072,479.82	79,818,528.66	2.09
フランス	CD	BNPPARIBAS 16/06/08	ユーロ	80,000,000	79,065,815.42	79,860,866.13	2.09
ベルギー	CD	DEXIA CREDIT LOCAL PARIS 17/06/08	ユーロ	80,000,000	79,102,450.87	79,853,660.47	2.09
フランス	CD	SOCIETE GENERALE 25/07/08	ユーロ	80,000,000	79,038,995.60	79,440,294.14	2.08
オランダ	CD	ROYAL BANK OF SCOTLAND 29/08/08	ユーロ	75,000,000	74,082,407.08	74,112,657.40	1.94
オランダ	CD	LEHMAN BROTHER INTL 04/07/08	ユーロ	72,000,000	71,154,643.30	71,702,731.71	1.88
フランス	CD	CNCEP 03/06/08	ユーロ	70,000,000	69,242,639.39	69,991,767.82	1.83
米国	CD	LEHMAN BROS HLDG 11/07/08	ユーロ	70,000,000	69,179,853.61	69,648,508.69	1.82
米国	CD	LEHMAN BROS INTERNATIONAL 15/07/08	ユーロ	70,000,000	69,167,454.40	69,610,875.43	1.82
オランダ	CD	ABN 29/08/2008	ユーロ	70,000,000	69,171,213.57	69,198,536.20	1.81
フランス	CD	NATIXIS 11/08/2008	ユーロ	70,000,000	69,131,743.70	69,353,426.16	1.81
米国	CD	LEHMAN BROS HLDG 04/07/2008	ユーロ	68,000,000	67,210,842.04	67,722,493.90	1.77
米国	CD	ROYAL BK OF SCOTLAND 04/06/08	ユーロ	65,500,000	64,784,776.08	65,484,451.65	1.71
オランダ	CD	BARCLAYS 02/07/08	ユーロ	65,000,000	64,249,670.93	64,752,638.77	1.69
米国	CD	LEHMAN BROS HLDG 26/06/2008	ユーロ	60,000,000	59,295,373.32	59,816,184.34	1.57
フランス	CD	SG 16/06/2008	ユーロ	60,000,000	59,301,657.10	59,895,991.48	1.57
フランス	CD	SG 27/06/2008	ユーロ	60,000,000	59,301,364.03	59,810,153.27	1.57
ケイマン	CD	BBVA 06/08/2008	ユーロ	60,000,000	59,275,911.80	59,488,415.95	1.56
フランス	CD	HPC HOLDING 30/06/2008	ユーロ	60,000,000	59,291,092.63	59,781,874.66	1.56
フランス	CD	SOCIETE GENERALE 31/07/08	ユーロ	60,000,000	59,266,933.88	59,529,881.51	1.56
フランス	公社債	CCCIF Eurib3 28/09/09 *EUR	ユーロ	50,000,000	50,000,000.00	50,441,650.00	1.32
フランス	CD	HPC HOLDING PARISIEN 10/06/08	ユーロ	50,000,000	49,449,027.94	49,952,089.39	1.31

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額 (百万円)	1万口当たり基準価額 (円)
第1期計算期間末 (平成17年10月20日)	6,597 (7,456)	11,521 (13,021)
第2期計算期間末 (平成18年10月20日)	10,307 (11,437)	13,685 (15,185)
第3期計算期間末 (平成19年10月22日)	13,014 (15,152)	16,434 (19,134)
第4期中間計算期間末 (平成20年4月22日)	13,668 (13,668)	14,117 (14,117)
平成19年5月末	12,254	16,628
6月末	13,526	18,242
7月末	14,290	18,274
8月末	13,551	16,920
9月末	14,679	18,401
10月末	14,870	17,212
11月末	14,057	15,968
12月末	15,657	17,097
平成20年1月末	12,951	13,827
2月末	13,931	14,445
3月末	12,591	13,089
4月末	13,451	13,901
5月末	15,197	15,281

(注) カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

分配の推移

	1万口当たり分配金 (税引前)(円)
第1期計算期間(平成17年3月31日～平成17年10月20日)	1,500
第2期計算期間(平成17年10月21日～平成18年10月20日)	1,500
第3期計算期間(平成18年10月21日～平成19年10月22日)	2,700
第4期中間計算期間(平成19年10月23日～平成20年4月22日)	0

収益率の推移

	収益率(%)
第1期計算期間(平成17年3月31日～平成17年10月20日)	30.21
第2期計算期間(平成17年10月21日～平成18年10月20日)	31.80
第3期計算期間(平成18年10月21日～平成19年10月22日)	39.82
第4期中間計算期間(平成19年10月23日～平成20年4月22日)	14.10

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。第1期の場合は当該計算期間の期首の基準価額(当初1万口当たり10,000円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

販売会社は、販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。取得申込みを行う取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

お申込みの受け付けは、営業日の午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）までとさせていただきます。なお、午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については上記のお問い合わせ先にご照会ください）へお問い合わせください。

申込コース	申込単位
分配金受取りコース（口数指定）	1万口単位もしくは10万口以上1万口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金再投資コース（金額指定）	1万円以上1円単位

「分配金再投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合）があるときは、委託会社の判断により、取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消し、またはその両方を行うことができます。

(2) 換金（解約）手続等

換金の請求を行う受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、解約請求の申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

申込コース	解約単位
分配金受取りコース（口数指定）	1口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1口単位
分配金再投資コース（金額指定）	1口単位

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受け付けは、委託会社の指定する販売会社にて、午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）まで受け付けます。なお、午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。換金（解約）手数料はありません。

解約価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額を解約価額¹とします。なお手取額は、解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本²を上回った場合その超過額の10%）を差し引いた金額³となり、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

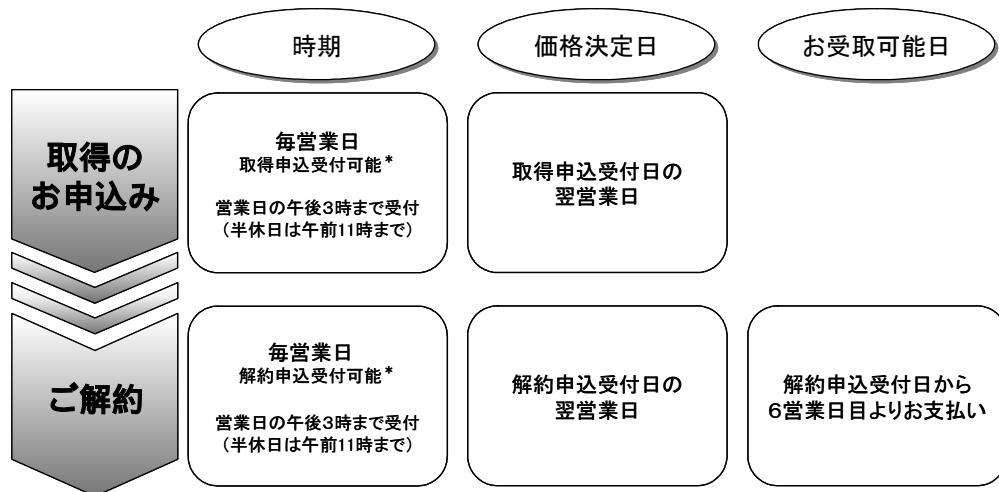
2 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）をいいます。

3 詳細は前述の「4. 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

いずれかの解約日において、解約請求の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で、全部または一部の解約に制限を設けることがで

きます。

委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合）があるときは、解約請求の申込みの受け付けの制限または中止、およびすでに受け付けた申込みの取消し、またはその両方を行うことができるものとします。

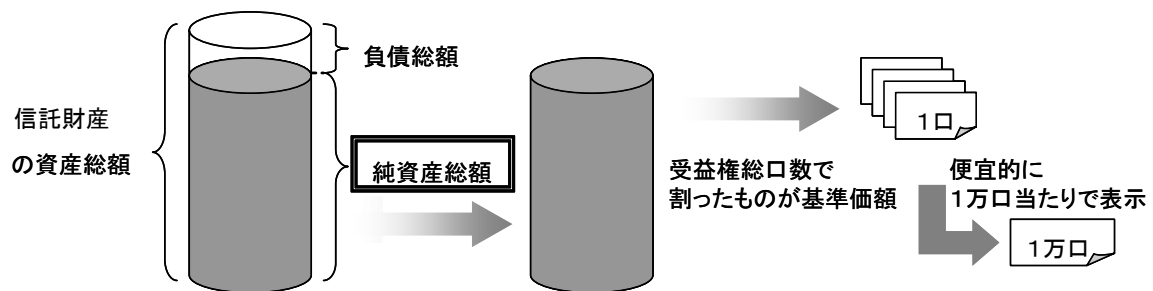


* ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、取得および解約のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

7 管理及び運営の概要

資産の評価 < 基準価額の算定 >

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



< 基準価額の算出頻度と公表 >

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社（下記問い合わせ先）に問い合わせることにより知ることができます。（日本経済新聞の朝刊のオープン基準価格欄 [S G アセット] にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます）。

* なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

信託期間 原則として無期限です。

*ただし、信託期間中に信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の終了」をご覧ください。

計算期間 原則として毎年10月21日から翌年10月20日までとします。

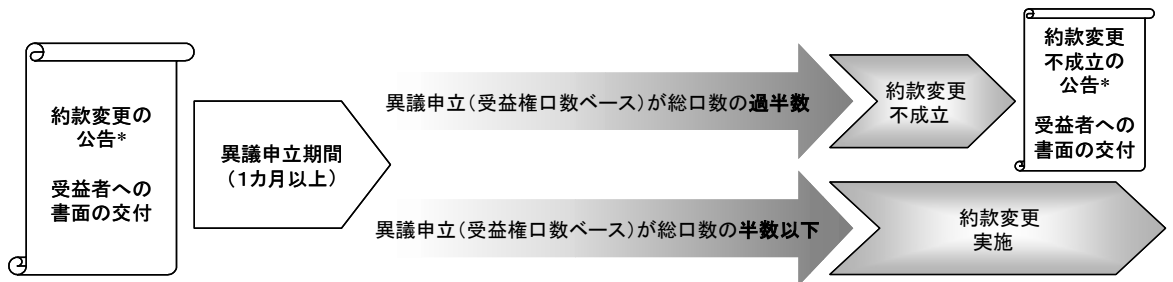
* ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

信託約款の変更 (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨および

びその内容を監督官庁に届け出ます。

- (b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) (b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1カ月以上）に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
- (d) (c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。
信託約款の変更をしない場合は、変更しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (e) (c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

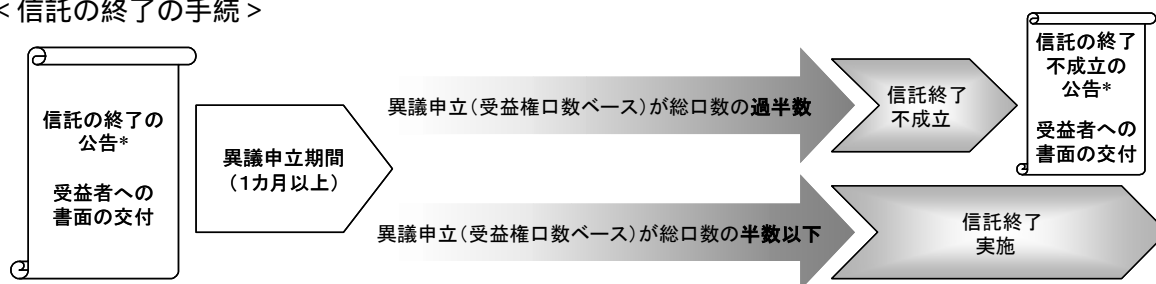
信託の終了 (a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託 (信託契約の解約) 契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
B やむを得ない事情が発生したとき
C 信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が5億円を下回ることとなった場合

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、その旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のある者は一

定の期間内（1カ月以上）に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしない場合は、解約しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

< 信託の終了の手續 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(b) (a)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(c) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更(d)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書 毎計算期間の終了時および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

公告 日本経済新聞に掲載します。

開示 ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。
また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されております。
同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成19年8月15日付内閣府令第65号により改正されておりますが、第3期中間計算期間（平成18年10月21日から平成19年4月20日まで）については改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、第4期中間計算期間（平成19年10月23日から平成20年4月22日まで）については改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第3期中間計算期間（平成18年10月21日から平成19年4月20日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第4期中間計算期間（平成19年10月23日から平成20年4月22日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

また、ここに表示する財務諸表（「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、第3期中間計算期間（平成18年10月21日から平成19年4月20日まで）の中間財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期中間計算期間（平成19年10月23日から平成20年4月22日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人による中間監査を受けており、その証明にかかる中間監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

S G ロシア東欧株ファンド

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第3期中間計算期間末 (平成19年4月20日現在)	第4期中間計算期間末 (平成20年4月22日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		8,095	250,488
コール・ローン		451,195,060	375,075,021
投資証券		12,357,615,654	13,380,822,041
未収利息		6,395	4,110
流動資産合計		12,808,825,204	13,756,151,660
資産合計		12,808,825,204	13,756,151,660
負債の部			
流動負債			
未払解約金		92,705,678	20,013,443
未払受託者報酬		2,183,866	2,544,471
未払委託者報酬		53,036,698	61,794,206
その他未払費用		3,119,746	3,634,899
流動負債合計		151,045,988	87,987,019
負債合計		151,045,988	87,987,019
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		7,452,568,693	9,682,324,089
剰余金			
中間剰余金		5,205,210,523	3,985,840,552
(分配準備積立金)		(459,217,316)	(1,130,029,458)
純資産合計		12,657,779,216	13,668,164,641
負債・純資産合計		12,808,825,204	13,756,151,660

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第3期中間計算期間 自 平成18年10月21日 至 平成19年 4月20日	第4期中間計算期間 自 平成19年10月23日 至 平成20年 4月22日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		581,715	1,394,745
有価証券売買等損益		1,755,642,200	2,224,780,444
為替差損益		815,918,868	99,598,526
営業収益合計		2,572,142,783	2,123,787,173
営業費用			
受託者報酬		2,183,866	2,544,471
委託者報酬		53,036,698	61,794,206
その他費用		3,221,359	3,732,740
営業費用合計		58,441,923	68,071,417
営業利益金額又は営業損失金額()		2,513,700,860	2,191,858,590
経常利益金額又は経常損失金額()		2,513,700,860	2,191,858,590
中間純利益金額又は中間純損失金額()		2,513,700,860	2,191,858,590
一部解約に伴う中間純利益金額分配額		371,489,095	-
一部解約に伴う中間純損失金額分配額		-	212,210,354
期首剰余金		2,775,681,927	5,095,106,884
剰余金増加額		1,310,541,077	1,801,227,639
当中間期追加信託に伴う剰余金増加額		1,310,541,077	1,801,227,639
剰余金減少額		1,023,224,246	930,845,735
当中間期一部解約に伴う剰余金減少額		1,023,224,246	930,845,735
分配金		-	-
中間剰余金		5,205,210,523	3,985,840,552

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第3期中間計算期間 自 平成18年10月21日 至 平成19年 4月20日	第4期中間計算期間 自 平成19年10月23日 至 平成20年 4月22日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 基準価額で評価しております。	投資証券 同左
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
4.その他	当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成18年10月21日から平成19年10月22日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成18年10月21日から平成19年4月20日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成19年10月23日から平成20年10月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は前期末が休日のため、平成19年10月23日から平成20年4月22日までとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座

簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

SG ロシア東欧株ファンド 約款

運用の基本方針

約款第17条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとし、

1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券、および投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として別に定めるロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業へ投資する投資信託証券、ならびにわが国および外国の公社債等(短期金融商品を含みます。)へ投資する投資信託証券への投資を通じて、運用を行います。
- ②ロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業へ投資する投資信託証券の組入れ比率を行為に保つものの、各証券への投資比率には制限を設けません。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④組入対象とする投資信託証券は、追加・変更することがあります。
- ⑤投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等に直接投資することがあります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的、に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益分配にあてず、信託財産に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

追加型株式投資信託

SG ロシア東欧株ファンド

約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とし、

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金672,230,000円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受け、

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができるものとし、

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項及び第7項、第45条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日とします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については672,230,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割し、

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第19条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場

の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。以下同じ。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1

項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 委託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 指定販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって申込みに応ずることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めるものとします。

ただし、前項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。

前2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当りの受益権の価額は、1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読みかえるものとし、）にしたがう契約（以下別に定める契約といいます。）を結んだ受益者が、第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合等で信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場（この約款において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委

託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設したほかの振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (3) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第16条 委託者は、信託金を、別に定める指定投資信託証券に規定する投資信託証券（以下「投資信託証券」といいます。）および次に掲げる有価証券に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第18条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信託業務の委託等】

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合には、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【投資信託証券の保管】

第21条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

【有価証券の保管】

第22条 (削除)

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上

区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、投資信託証券にかかる分配金、有価証券等にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券にかかる分配金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第30条 この信託の計算期間は、毎年10月21日から翌年10月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成17年3月31日から平成17年10月20日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます

す。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第31条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

かかる費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88.5の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配】

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への払込みと支払いに関する受託者の免責】

第35条 受託者は、収益分配金については原則として支払開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第37条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票はなおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得のお申込みに応じるものとし、なお、この場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、前項の受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数についてあらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受

益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第37条 受益者が、収益分配金について第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第38条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

ただし、前項の規定にかかわらず、一部解約の実行を請求する日がロンドンまたはルクセンブルクの銀行休業日の場合には、一部解約の実行請求の受付は行いません。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うも

のとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

委託者は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを制限または停止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

いずれかの解約日において、解約請求の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を越える場合、委託会社の裁量で、全部または一部の一部解約に制約を設けることができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できません。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第40条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき
2. 信託契約を解約することが受益者に有利で

あると認めるとき

3. やむを得ない事情が発生したとき

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託者は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

1. 委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき
2. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき
3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

委託者は、前項により信託契約を解約するときは、第2項の規定にしたがいます。ただし、前項第1号または第2号により解約するときは、第2項ただし書きの適用はないものとします。

【信託約款の変更】

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られ

たる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第1項から第5項の規定にしたがいます。

【反対者の買取請求権】

第42条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、第40条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および指定販売会社が協議のうえ、決定するものとし

【委託者および受託者の業務引継】

第43条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

監督官庁が、この信託契約に関する受託者の業務を他の信託会社または信託業務を営む銀行に引き継ぐことを命じたときは、委託者と当該信託会社または銀行との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【公告】

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第17条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有する

ものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

付表

- ・別に定める指定投資信託証券
- 約款16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは、次のものをいいます。
1. 主として別に定めるロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業へ投資する投資信託証券
 - ・「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」
 2. ならびにわが国および外国の公社債等（短期金融商品を含みます。）へ投資する投資信託証券
 - ・「SGAM FUND マネー・マーケット（ユーロ）」

平成17年 3月31日（信託契約締結日）

委託者 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託者 ユーエフジェイ信託銀行株式会社

SG ロシア東欧株ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書
(請求目論見書)

2008.7

SG ロシア東欧株ファンド

追加型株式投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ



1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「SG ロシア東欧株ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年1月21日に関東財務局長に提出しており、平成20年1月22日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年2月28日、平成20年3月13日、平成20年7月1日および平成20年7月18日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際に請求があった場合に交付される目論見書です。
3. 「SG ロシア東欧株ファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成20年 1月 21日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出川 昌人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券にかかるファンドの名称	SG ロシア東欧株ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	募集総額：上限1,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	4
1 資産管理等の概要	4
2 受益者の権利等	8
第4 ファンドの経理状況	9
1 財務諸表	12
2 ファンドの現況	21
第5 設定及び解約の実績	22

第1 ファンドの沿革

平成17年 3月31日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。

取得申込みを行う取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、営業日の午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

- (3) 最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受け取る「分配金受取りコース」と収益分配金を自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については上記のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

申込コース	申込単位
分配金受取りコース（口数指定）	1万口単位もしくは10万口以上1万口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金再投資コース（金額指定）	1万円以上1円単位

なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金を再投資する際は1口単位からの買い付けが可能となります。収益分配金を再投資する際は、税引き後の収益分配金を、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資します。

また、販売会社によっては、上記の申込単位の他に「定時定額購入コース」を選択することができます。

「分配金再投資コース」および「定時定額購入コース」のいずれの場合も、別に定める自動けいぞく投資契約を販売会社との間に締結していただき、当該契約に規定する申込単位での買い付けとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (4) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合）があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

2 換金（解約）手続等

- (1) 換金の請求を行う受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、解約のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

申込コース	解約単位
分配金受取りコース（口数指定）	1口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1口単位
分配金再投資コース（金額指定）	1口単位

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

解約請求の申込みは委託会社の指定する販売会社で、午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）まで受け付けます。なお、午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

- (2) 解約の価額は、解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額を解約価額¹とします。なお手取額は、解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本²を上回った場合その超過額の10%）を差し引いた金額となります。

1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額×0.3%)

2 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）をいいます。

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) いずれかの解約日において、解約請求の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で、全部または一部の解約に制限を設けることができます。
- (6) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けの制限または中止およびすでに受け付けた申込みの取消しを行うことができるものとします。
- (7) 前記(5)または(6)により信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (8) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

第3 管理及び運営

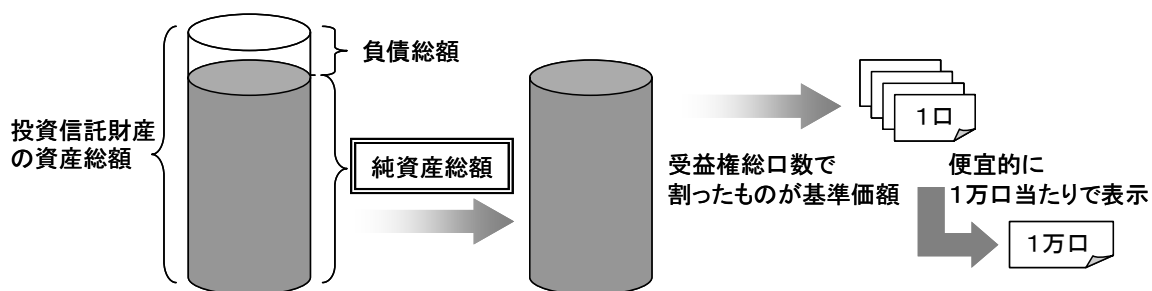
1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。お問い合わせ先につきましては、「第2 手続等 1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

また基準価額は原則として、計算された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄 [SGアセット] にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1 「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2 「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし信託期間中に「(5) その他信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定

の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了」をご覧ください。

(4) 計算期間

この信託の計算期間は、原則として毎年10月21日から翌年10月20日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

償還金

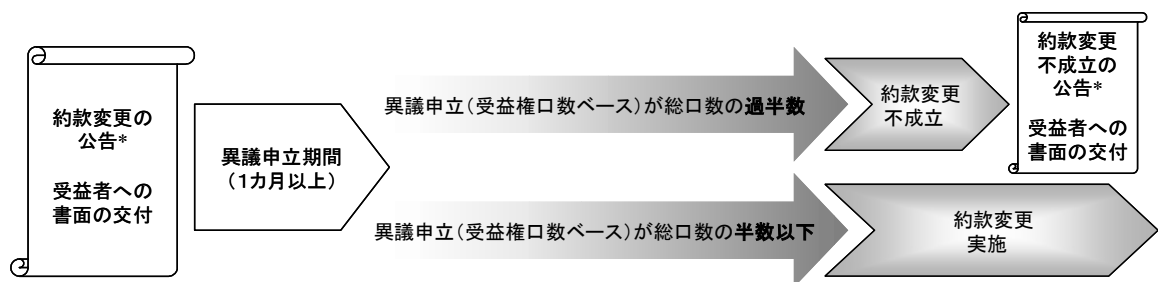
償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者にお支払いします。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ハ)の規定にしたがいます。
- (ヘ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社

がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「 信託約款の変更」の(イ)から(ニ)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ト)(ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申し出を受けた住所に販売会社より送付します。

信託の終了(信託契約の解約)

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

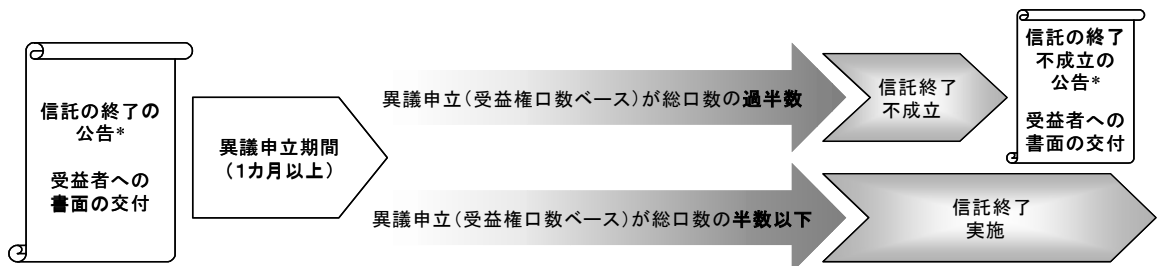
- A 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき
- B 信託契約を解約することが受益者に有利であると認められたとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。また、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) (イ) の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「 信託約款の変更 (二) 」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

- (ニ) 前記「 信託約款の変更 (へ) 」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

- (イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

- (ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム (E D I N E T) によって提出されており、同庁が提供するホームページ (<https://info.edinet-fsa.go.jp/>) にて閲覧することができます。

- (ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト

信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、「分配金受取りコース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成19年8月15日付内閣府令第65号により改正されておりますが、第3期中間計算期間(平成18年10月21日から平成19年4月20日まで)については改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、第4期中間計算期間(平成19年10月23日から平成20年4月22日まで)については改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第3期中間計算期間(平成18年10月21日から平成19年4月20日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第4期中間計算期間(平成19年10月23日から平成20年4月22日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、第3期中間計算期間(平成18年10月21日から平成19年4月20日まで)の中間財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期中間計算期間(平成19年10月23日から平成20年4月22日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人による中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の中間監査報告書


平成19年6月19日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

高尾 幸治 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSG ロシア東欧株ファンドの平成18年10月21日から平成19年4月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SG ロシア東欧株ファンドの平成19年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成18年10月21日から平成19年4月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書


平成20年6月20日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

高尾幸治 

業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSG ロシア東欧株ファンドの平成19年10月23日から平成20年4月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SG ロシア東欧株ファンドの平成20年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成19年10月23日から平成20年4月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

S G ロシア東欧株ファンド

(1)中間貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第3期中間計算期間末 (平成19年4月20日現在)	第4期中間計算期間末 (平成20年4月22日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		8,095	250,488
コール・ローン		451,195,060	375,075,021
投資証券		12,357,615,654	13,380,822,041
未収利息		6,395	4,110
流動資産合計		12,808,825,204	13,756,151,660
資産合計		12,808,825,204	13,756,151,660
負債の部			
流動負債			
未払解約金		92,705,678	20,013,443
未払受託者報酬		2,183,866	2,544,471
未払委託者報酬		53,036,698	61,794,206
その他未払費用		3,119,746	3,634,899
流動負債合計		151,045,988	87,987,019
負債合計		151,045,988	87,987,019
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		7,452,568,693	9,682,324,089
剰余金			
中間剰余金		5,205,210,523	3,985,840,552
(分配準備積立金)		(459,217,316)	(1,130,029,458)
純資産合計		12,657,779,216	13,668,164,641
負債・純資産合計		12,808,825,204	13,756,151,660

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第3期中間計算期間 自 平成18年10月21日 至 平成19年 4月20日	第4期中間計算期間 自 平成19年10月23日 至 平成20年 4月22日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		581,715	1,394,745
有価証券売買等損益		1,755,642,200	2,224,780,444
為替差損益		815,918,868	99,598,526
営業収益合計		2,572,142,783	2,123,787,173
営業費用			
受託者報酬		2,183,866	2,544,471
委託者報酬		53,036,698	61,794,206
その他費用		3,221,359	3,732,740
営業費用合計		58,441,923	68,071,417
営業利益金額又は営業損失金額()		2,513,700,860	2,191,858,590
経常利益金額又は経常損失金額()		2,513,700,860	2,191,858,590
中間純利益金額又は中間純損失金額()		2,513,700,860	2,191,858,590
一部解約に伴う中間純利益金額分配額		371,489,095	-
一部解約に伴う中間純損失金額分配額		-	212,210,354
期首剰余金		2,775,681,927	5,095,106,884
剰余金増加額		1,310,541,077	1,801,227,639
当中間期追加信託に伴う剰余金増加額		1,310,541,077	1,801,227,639
剰余金減少額		1,023,224,246	930,845,735
当中間期一部解約に伴う剰余金減少額		1,023,224,246	930,845,735
分配金		-	-
中間剰余金		5,205,210,523	3,985,840,552

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第3期中間計算期間 自 平成18年10月21日 至 平成19年 4月20日	第4期中間計算期間 自 平成19年10月23日 至 平成20年 4月22日
項 目		
1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 基準価額で評価しております。	投資証券 同左
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への 換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債 の円換算は、原則として、わが国にお ける中間計算期間末日の対顧客電信売 買相場の仲値によって計算しておりま す。	同左
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の 計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益の 計上基準 同左
4.その他	当ファンドの計算期間は当期末が休 日のため、平成18年10月21日から平成 19年10月22日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成18年 10月21日から平成19年4月20日までと なっております。	当ファンドの計算期間は前期末が休 日のため、平成19年10月23日から平成 20年10月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は前期末が 休日のため、平成19年10月23日から平 成20年4月22日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第3期中間計算期間末 (平成19年4月20日現在)	第4期中間計算期間末 (平成20年4月22日現在)
1.中間計算期間の末日における受益権の総数 7,452,568,693口	1.中間計算期間の末日における受益権の総数 9,682,324,089口
2.中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6984円 (10,000口当たり純資産額 16,984円)	2.中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4117円 (10,000口当たり純資産額 14,117円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間 自 平成18年10月21日 至 平成19年 4月20日	第4期中間計算期間 自 平成19年10月23日 至 平成20年 4月22日
受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 2,183,866円	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第3期中間計算期間(自 平成18年10月21日 至 平成19年 4月20日)

該当事項はありません。

第4期中間計算期間(自 平成19年10月23日 至 平成20年 4月22日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1.元本の移動

第3期中間計算期間 自 平成18年10月21日 至 平成19年 4月20日	第4期中間計算期間 自 平成19年10月23日 至 平成20年 4月22日
期首元本額 7,532,135,341円	期首元本額 7,919,519,093円
期中追加設定元本額 2,575,816,689円	期中追加設定元本額 3,232,279,242円
期中一部解約元本額 2,655,383,337円	期中一部解約元本額 1,469,474,246円

2.売買目的有価証券の中間貸借対照表計上額等

第3期中間計算期間(自 平成18年10月21日 至 平成19年 4月20日)

該当事項はありません。

第4期中間計算期間(自 平成19年10月23日 至 平成20年 4月22日)

該当事項はありません。

3.デリバティブ取引関係

第3期中間計算期間(自 平成18年10月21日 至 平成19年 4月20日)

該当事項はありません。

第4期中間計算期間(自 平成19年10月23日 至 平成20年 4月22日)

該当事項はありません。

参考

SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ
SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ)

当ファンドは、「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」及び「SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」はこれらの投資証券です。

これらの投資証券の状況は次の通りです。なお、以下に記載した情報は本邦における監査の対象外となっております。

「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」及び「SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ)」(以下「両サブ・ファンド」といいます。)は、ルクセンブルグ国の法に基づいて設立されたオープン・エンド型の投資法人SGAM Fundを構成するサブ・ファンドのうちの2ファンドであります。両サブ・ファンドの2007年5月31日現在の財務書類は、ルクセンブルグ国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成され、PricewaterhouseCoopers S a r.l.による財務諸表監査を受けております。

以下において記載した情報は、現地において作成され、PricewaterhouseCoopers S a r.l.の監査を受けた財務書類について、委託会社が翻訳・抜粋したものであります。

「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」の状況

SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ 純資産計算書

2007年5月31日現在

通貨(単位)	ユーロ
証券ポートフォリオ原価	144,696,030
資産	
有価証券(時価)	167,945,489
銀行預金	2,500,442
有価証券売却による未収入金	-
ファンド発行未収入金	247,064
未収利息	27,588
未収配当金(純額)	1,235,585
その他資産	-
為替予約取引未実現評価益	-
先物取引未実現評価益	-
資産合計	171,956,168
負債	
当座借越	-
有価証券購入による未払金	-
ファンド買戻未払金	1,305,542
未払運用報酬	212,391
その他未払費用	340,982
未払年次税	7,680
未払利息	2,386
その他負債	-
為替予約取引未実現評価損	-
先物取引未実現評価損	-
負債合計	1,868,981
純資産	170,087,187
一単位当たり純資産*	207.8279
発行済投資証券口数*	359,817

サブ・ファンドの発行するJクラス分であります。

主要な会計方針

1. 有価証券および短期金融市場商品の評価

公認の証券取引所に上場されているか、または政府の規制下において通常営業しているその他の公認の公開市場で取り扱われている有価証券および短期金融市場商品は、その最後に入手可能となった終値によって評価されます。なお、そのような市場が複数存在している場合には、当該有価証券または短期金融市場商品の主要市場で最後に入手可能となった終値を基に評価されます。

最後に入手可能となった終値が当該有価証券や短期金融市場商品の公正価値を正確に反映していないと取締役会が判断した場合、その価格は慎重かつ誠実に決定された合理的に予想可能な売却価格を基に取締役会が確定します。

証券取引所に上場されず、もしくは当該取引所で取引されておらず、または政府の規制下にあるその他の市場（「規制市場」）でも取り扱われていない有価証券および短期金融市場商品は、取締役会によって慎重かつ誠実に決定された推定売却価格を基に評価されます。

証券取引所もしくはその他の規制市場のいずれにも上場されず、または当該取引所で取り扱いもされていない短期金融市場商品で、償還までの残存期間が12カ月未満かつ90日超のものは、未収利息を加算した額面価額で評価されます。残存期間が90日以下の短期金融市場商品は償却原価法により評価されます。この方法による評価額が市場価格を近似しているからです。

2. 金融先物契約の評価

期末における金融先物取引の当初差入証拠金は、「銀行預金」に含まれます。未実現損益は次のように計上されます：

- 「先物取引未実現評価益 / (損)」は、「純資産計算書」に計上
- 「先物の未実現純増 / (減)の変化」は、「運用計算書」に計上

先物契約は、その先物が上場されている証券取引所の終値に基づいた清算価値で評価されます。

3. 外国為替予約の評価

外国為替予約は、契約の残存期間に対応する先物為替相場で評価されます。

有価証券明細（株式）

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユ-口)	評価額 (ユ-口)	組入 比率%
1,791,295	BANAT CRISANA SIF	RON	1,803,091	1,730,879	1.02
9,037	BANK BPH SA	PLN	1,618,206	2,230,746	1.31
103,863	BANK HANDLOWY	PLN	2,128,393	3,526,941	2.07
95,679	BANK PEKAO	PLN	5,608,472	6,185,657	3.64
13,835	BRE BANK	PLN	1,460,341	1,821,393	1.07
203,964	CESKE ENERGETICKE ZAVODY A.S.	CZK	4,610,607	7,669,309	4.51
135,000	DIXY GROUP	USD	1,449,951	1,437,400	0.85
114,540	EFES BREWERIES INTL NV REG -S-	USD	2,879,340	2,232,722	1.31
45,996	ERSTE BANK DER OESTERREICHISCH	EUR	2,770,249	2,665,468	1.57
443,686	GAZPROM OAO ADR	USD	11,212,256	11,727,674	6.90
55,129	GRUPA LOTOS	PLN	674,705	681,138	0.40
99,134	KGHM POLSKA MIEDZ	PLN	2,315,965	3,001,236	1.76
246,026	LUKOIL SP ADR	USD	10,386,851	13,482,382	7.93
60,000	MAGNIT	USD	1,313,366	1,862,294	1.09
70,000	MAGNITOGORSK GDR	USD	649,187	628,048	0.37
746,939	MAGYAR TELEKOM TELECOMUNICATION	HUF	2,800,701	2,761,481	1.62
150,206	MECHEL OAO ADR	USD	3,321,149	3,801,424	2.23
57,478	MMC NORILSK NICKEL ADR	USD	6,493,625	7,906,675	4.65
165,469	MOBILE TELESYSTEMS ADR	USD	5,149,176	6,792,231	3.99
81,496	MOL	HUF	6,380,774	7,433,373	4.38
2,766,906	MOLDOVA SIF	RON	2,345,294	2,588,977	1.52
462,167	MULTIMEDIA POLSKA	PLN	1,572,501	1,605,627	0.94
3,418,701	MUNTENIA SIF	RON	1,947,522	2,383,463	1.40
74,048	OAO TATNEFT GDR	USD	5,189,404	4,736,029	2.78
1,706,997	OLTENIA SIF	RON	1,522,459	1,837,333	1.08
223,257	OTP BANK	HUF	7,370,289	8,583,045	5.05
100,000	PKN ORLEN GDR REG S	USD	2,596,578	2,457,094	1.44
258,000	PKO BANK POLSKI	PLN	3,598,092	3,568,451	2.10
547,016	POLISH TELECOM GDR REG-S	USD	3,106,438	2,932,516	1.72
154,973	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN	PLN	1,924,433	1,947,131	1.15
2,000,000	POLSKIE GORNICTWO NAFT I GAZ	PLN	1,885,252	2,424,052	1.43
3,924	SBERBANK RF	USD	7,822,713	9,922,443	5.83
136,254	SEDMOI KONTINEN	USD	2,679,192	2,753,983	1.62
267,950	SISTEMA JSFC GDR REG -S-	USD	6,066,613	5,366,781	3.16
126,938	SURGUTNEFTGAZ SP. ADR	USD	7,056,226	6,048,942	3.56
78,963	UNIFIED ENERGY SYSTEM GDR	USD	3,884,136	6,981,763	4.10
103,000	VIMPEL COMMUNICATIONS ADR	USD	5,553,202	7,893,816	4.65
159,040	VTB BANK (JSC) GDR REP 2000 ORD	USD	1,250,928	1,267,062	0.74
60,862	ZENTIVA	CZK	2,298,353	3,068,510	1.80
合計			144,696,030	167,945,489	98.74

「SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ)」の状況

SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ) 純資産計算書

2007年5月31日現在

通貨(単位)	ユーロ
証券ポートフォリオ原価	1,458,714,307
資産	
有価証券(時価)	1,466,861,773
銀行預金	86,353,089
有価証券売却による未収入金	-
ファンド発行未収入金	-
未収利息	-
未収配当金(純額)	-
その他資産	-
為替予約取引未実現評価益	-
先物取引未実現評価益	-
資産合計	1,553,214,862
負債	
当座借越	-
有価証券購入による未払金	-
ファンド買戻未払金	-
未払運用報酬	701,830
その他未払費用	687,022
未払年次税	28,253
未払利息	6,871
その他負債	-
為替予約取引未実現評価損	-
先物取引未実現評価損	-
負債合計	1,423,976
純資産	1,551,790,886
一単位当たり純資産*	113.3725
発行済投資証券口数*	146,724

サブ・ファンドの発行するJクラス分であります。

主要な会計方針

1. 有価証券および短期金融市場商品の評価

公認の証券取引所に上場されているか、または政府の規制下にあつて通常営業しているその他の公認の公開市場で取り扱われている有価証券および短期金融市場商品は、その最後に入手可能となった終値によって評価されます。なお、そのような市場が複数存在している場合には、当該有価証券または短期金融市場商品の主要市場で最後に入手可能となった終値を基に評価されます。

最後に入手可能となった終値が当該有価証券や短期金融市場商品の公正価値を正確に反映していないと取締役会が判断した場合、その価格は慎重かつ誠実に決定された合理的に予想可能な売却価格を基に取締役会が確定します。

証券取引所に上場されず、もしくは当該取引所で取引されておらず、または政府の規制下にあるその他の市場(「規制市場」)でも取り扱われていない有価証券および短期金融市場商品は、取締役会によって慎重かつ誠実に決定された推定売却価格を基に評価されます。

証券取引所もしくはその他の規制市場のいずれにも上場されず、または当該取引所で取り扱いもされていない短期金融市場商品で、償還までの残存期間が12カ月未満かつ90日超のものは、未収利息を加算した額面価額で評価されます。残存期間が90日以下の短期金融市場商品は償却原価法により評価されます。この方法による評価額が市場価格を近似しているからです。

2. 金融先物契約の評価

期末における金融先物取引の当初差入証拠金は、「銀行預金」に含まれます。未実現損益は次のように計上されます：

- 「先物取引未実現評価益 / (損)」は、「純資産計算書」に計上
- 「先物の未実現純増 / (減) の変化」は、「運用計算書」に計上

先物契約は、その先物が上場されている証券取引所の終値に基づいた清算価値で評価されます。

3. 外国為替予約の評価

外国為替予約は、契約の残存期間に対応する先物為替相場で評価されます。

有価証券明細 (株式以外)

譲渡可能定期預金証書

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
40,000,000	ABBEY NATIONAL 0% 04/07/07	EUR	39,608,773	39,871,024	2.57
25,000,000	ABBEY NATIONAL PLC 0% 18/07/07	EUR	24,752,540	24,880,349	1.60
10,000,000	AGF 0% 09/08/07	EUR	9,904,740	9,926,893	0.64
60,000,000	ANTALIS 0% 17/07/07	EUR	59,409,617	59,717,928	3.85
30,000,000	BANCA INTESA SANPAOLO SPA 0% 07/06/07	EUR	29,709,213	29,990,518	1.93
15,000,000	BANCA POPOLARE DI VERONA 0% 28/06/07	EUR	14,851,975	14,961,385	0.96
10,000,000	BANCO POPOLARE DI VERONA 0% 28/08/07	EUR	9,899,898	9,904,397	0.64
56,000,000	BANKINTER 0% 31/08/07	EUR	55,421,431	55,446,586	3.57
30,000,000	BANQUE FEDERATIVE CREDIT MUTUEL 0% 14/06/07	EUR	29,706,206	29,968,067	1.93
25,000,000	BANQUE FEDERATIVE CREDIT MUTUEL 0% 26/06/07	EUR	24,754,545	24,941,304	1.61
67,000,000	BARCLAYS BANKS PLC 0% 10/07/07	EUR	66,342,203	66,739,773	4.30
25,000,000	BNP PARIBAS 0% 11/06/07	EUR	24,751,182	24,981,471	1.61
52,000,000	BRADFORD & BINGLEY 0% 09/08/07	EUR	51,472,521	51,621,591	3.33
6,054,000	BRED BANQUE POPULAIRE 3.99% 24/07/07	EUR	5,994,866	6,020,778	0.39
16,100,000	BRITANNIA BUILDING SOCIETY 0% 28/06/07	EUR	15,951,197	16,058,474	1.03
30,000,000	CARREFOUR SA 0% 04/06/07	EUR	29,699,438	30,000,000	1.93
30,000,000	CCCM 0% 28/08/07	EUR	29,690,203	29,713,774	1.91
25,000,000	CCF 0% 11/07/07	EUR	24,754,399	24,900,140	1.60
17,500,000	CFCM MAINE ANJOU 0% 15/06/07	EUR	17,328,401	17,479,483	1.13
12,150,000	CFCM OCEAN 0% 20/06/07	EUR	12,030,709	12,129,254	0.78
10,000,000	CFCM OCEAN 0% 27/08/07	EUR	9,894,717	9,905,918	0.64
25,000,000	CNCEP 0% 23/08/07	EUR	24,743,275	24,776,761	1.60
30,000,000	CRCAM ILE DE FRANCE 0% 04/06/07	EUR	29,702,954	30,000,000	1.93
25,000,000	CRCAM ILE DE FRANCE 0% 12/07/07	EUR	24,753,779	24,897,182	1.60
25,000,000	CRCAM ILE DE FRANCE 0% 16/08/07	EUR	24,757,980	24,796,926	1.60
25,000,000	CRCAM NORD DE FRANCE 0% 01/08/07	EUR	24,749,753	24,840,502	1.61
15,000,000	CRCAM PYRENEES GASCOGNE 0% 13/08/07	EUR	14,850,015	14,883,345	0.96
25,000,000	CREDIT INDUSTRIEL ET COMMERCIAL 0% 02/08/07	EUR	24,747,030	24,837,769	1.60
25,000,000	CREDIT MUTUEL 0% 16/07/07	EUR	24,752,230	24,885,645	1.60
26,500,000	DEXIA CREDIT LOCAL 0% 10/07/07	EUR	26,239,991	26,397,139	1.70
15,000,000	EBS BUILDING SOCIETY 0% 22/06/07	EUR	14,860,657	14,971,171	0.96
35,000,000	HBOS PLC 0% 23/08/07	EUR	34,640,585	34,687,465	2.24
25,000,000	HBOS TSP 0% 15/07/07	EUR	24,766,316	24,970,790	1.61
35,000,000	HSBC BANK PLC 0% 10/07/07	EUR	34,655,723	34,863,803	2.25
1,500,000	ING BANK NV 0% 05/06/07	EUR	1,485,460	1,499,842	0.10
50,000,000	ING BANK NV 0% 05/06/07	EUR	49,515,355	49,994,732	3.22
20,000,000	IVORY CAPITAL 0% 28/08/07	EUR	19,797,325	19,808,585	1.28
20,000,000	IVORY FUNDING CORP 0% 25/06/07	EUR	19,823,450	19,954,786	1.29
25,000,000	KAISERPLATZ FUNDING 0% 15/06/07	EUR	24,753,042	24,970,472	1.61
20,000,000	LAKE CONSTANCE 0% 16/07/07	EUR	19,801,289	19,908,287	1.28
15,000,000	LMA 0% 27/07/07	EUR	14,850,036	14,912,659	0.96
50,000,000	LMA 0% 29/06/07	EUR	49,510,656	49,865,565	3.21
30,000,000	NATIXIS 0% 14/06/07	EUR	29,706,206	29,968,066	1.93

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
25,000,000	NATIXIS 0% 27/08/07	EUR	24,737,433	24,765,365	1.60
41,000,000	NORDEA BANK FINLAND 0% 05/07/07	EUR	40,598,738	40,863,306	2.63
25,000,000	NRB 0% 26/07/07	EUR	24,761,536	24,857,470	1.61
15,000,000	OPUSALPHA FUNDING 0% 28/06/07	EUR	14,851,036	14,961,140	0.96
24,000,000	RENAULT SA 0% 06/06/07	EUR	23,765,565	23,994,904	1.55
25,000,000	RHINELAND 0% 03/08/07	EUR	24,742,411	24,833,813	1.60
30,000,000	SANPAOLO IMI BANK 0% 15/06/07	EUR	29,705,830	29,964,827	1.93
25,000,000	SNS BANK NEDERLAND 0% 16/08/2007	EUR	24,744,527	24,797,287	1.60
20,000,000	SOFINCO 0% 07/06/07	EUR	19,805,138	19,993,646	1.29
30,000,000	SOFINCO 0% 07/08/07	EUR	29,695,310	29,788,041	1.92
26,000,000	SOFINCO 0% 18/06/07	EUR	25,739,898	25,961,261	1.67
7,000,000	SOFINCO 0% 28/06/07	EUR	6,935,467	6,981,991	0.45
25,500,000	SWEDBANK HYPOTEK 0% 31/08/07	EUR	25,239,537	25,248,123	1.63
合計			1,458,714,307	1,466,861,773	94.53

2 ファンドの現況

SG ロシア東欧株ファンド 純資産額計算書

平成20年5月末日

	円
資産総額	15,515,216,485
負債総額	317,518,433
純資産総額 (-)	15,197,698,052
発行済数量 (口)	9,945,593,280
1口当たり純資産額 (/) (1万口当たりの純資産額)	1.5281 (15,281)

参考

SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ 純資産額計算書

平成20年5月末日

	ユーロ
資産総額	203,588,364
負債総額	23,019,996
純資産総額 (-)	180,568,368
発行済数量 (口)	410,736
1口当たり純資産額	226.1897

サブファンドの発行するJ Cクラス分であります。

SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ) 純資産額計算書

平成20年5月末日

	ユーロ
資産総額	3,824,832,707
負債総額	2,252,684
純資産総額 (-)	3,822,580,023
発行済数量 (口)	1,818,551
1口当たり純資産額	118.2213

サブファンドの発行するJ Cクラス分であります。

第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (平成17年3月31日～平成17年10月20日)	6,605,282,093	879,146,222
第2期計算期間 (平成17年10月21日～平成18年10月20日)	7,692,208,283	5,886,208,813
第3期計算期間 (平成18年10月21日～平成19年10月22日)	5,107,933,385	4,720,549,633
第4期中間計算期間 (平成19年10月23日～平成20年4月22日)	3,232,279,242	1,469,474,246

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

SG ロシア東欧株ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

SG ロシア東欧株ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ